

# 新発田市 住宅関係 補助金の手引き

 **新発田市** Shibata City 住みよいまち日本一  
健康田園文化都市・しばた

## 令和 7 年度版

※ 申請手続き前に、工事に着手した場合は、補助金を受け取れません。



大倉喜八郎別邸 蔵春閣

ページ	補助金名称	担当課
1	木造住宅の耐震診断	建築審査課
2	木造住宅の耐震改修等補助金	建築審査課
3	危険ブロック塀等撤去工事補助金	建築審査課
4	住宅リフォーム補助金	建築審査課
5	中古住宅リフォーム補助金	建築課 空家・住宅対策係
6	住宅取得補助金	建築課 空家・住宅対策係
7	〈空き家バンク〉お祝い補助金	建築課 空家・住宅対策係
7	〈空き家バンク〉家財道具処分補助金	建築課 空家・住宅対策係
8	景観形成支援補助金	建築課 景観行政係
9	障害者住宅整備補助金	社会福祉課 障がい福祉係
10	高齢者等住宅整備補助事業	高齢福祉課 高齢福祉係
11	水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金	下水道課 下計画係
12	排水設備設置資金融資あっせん制度	下水道課 下業務係
13	新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金	環境衛生課 生活環境係

<b>木造住宅の耐震診断</b>		<b>市</b>	担当;建築課 建築審査係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月18日~28日	募集件数	
対象者	市内に住所を有する個人	<b>12件程度</b>	
要件	次のすべてに該当する住宅 1. 市内に所在し、かつ、住宅の所有者が自ら居住している住宅 2. 昭和56年5月31日以前に、市内で建築、または工事に着手した木造住宅 3. 延べ面積が500㎡以下、かつ、地階を有しない地上2階建て以下の一戸建ての住宅であること（店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の過半以上が住宅部分のもの） 4. 木造軸組工法の住宅（桝組壁工法、丸太組工法又は国土交通大臣などから特別な認定を受けた工法によって建築された住宅でないこと）		
備考		補助金額  <b>無料</b>	
		<b>抽選</b>	

<b>木造住宅の耐震改修等補助金</b>		<b>市</b>	担当課;建築課 建築審査係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
<b>募集時期</b>	【耐震改修・簡易補強工事】 令和7年4月18日～9月30日		募集件数
	【耐震シェルター設置工事】 令和7年4月18日～11月28日		<b>各1戸</b>
<b>対象者</b>	【耐震改修・簡易補強工事】 当市が実施する耐震診断を利用した個人		補助金額
	【耐震シェルター設置工事】 次のいずれかに該当する方 ・当市が実施する耐震診断を利用した個人 ・簡易耐震診断を実施した個人		【耐震改修工事】 <b>上限120万円</b>
<b>要件</b>	【耐震改修工事】 当市に登録の耐震設計士が耐震補強設計を行い、その耐震補強設計に基づき耐震改修工事を実施する住宅		【簡易補強工事】 <b>上限100万円</b>
	【簡易補強工事】 上部構造評点を1.0以上とする耐震改修とは異なり、住宅1階の寝室や居間、避難経路等を中心に耐震補強工事をする住宅		【耐震シェルター】 <b>上限40万円</b>
	【耐震シェルター設置工事】 住宅の1階に耐震シェルターと呼ばれる箱型の構造物を堅固に取付け、家屋が倒壊しても一定の空間を確保する工事を実施する住宅		
<b>備考</b>	耐震改修工事及び簡易補強工事は、耐震補強設計の実施が必要となります 設計にかかる費用については、全額自己負担です なお、設計内容について、当市の判定会の内容審査を受ける必要があります		<b>先着順</b>

<b>危険ブロック塀等撤去工事補助金</b>		<b>市</b>	担当課;建築課 建築審査係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月18日~28日	募集件数	
対象者	市内に存するブロック塀の所有する個人	<b>7件程度</b>	
要件	<p>【対象となるブロック塀】 次のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ1.0m以上の組積造(補強コンクリートブロック造を含む)の塀であること</li> <li>通学路等の沿道に設けられたものであること</li> <li>危険性が確認されるものであること</li> </ol> <p>【補助対象となる撤去工事】 次のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象となるブロック塀等の全撤去又は路面からの高さを1メートル未満とする撤去工事</li> <li>建築物の解体及び土地の販売等を目的とした撤去工事ではないこと</li> </ol>		
備考	市内に本社若しくは本社の機能を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工に限る	補助金額  補助対象工事費の 2/3かつ <b>上限15万円</b>	
		<b>抽選</b>	

<b>住宅リフォーム補助金</b>		<b>市</b>	担当課;建築課 建築審査係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
申込時期	令和7年5月8日(木)~15日(木)		募集件数
対象者	次のすべてに該当する方 1. 市内に居住し、令和7年4月1日時点で満15歳以上の個人 2. 市税の滞納がない方 3. 過去に当補助金を利用していない方及び住宅 4. 当市その他補助金制度と重複していないもの 5. 申請者本人若しくは同居する2親等以内の親族が所有し、自ら居住する戸建もしくは併用住宅 6. 令和8年3月6日(金)までに工事完了し報告書の提出ができるもの		<b>300件程度</b>
			補助金額
要件	<b>【対象となる工事】※工事未着手のものに限る</b> <b>次のいずれかに該当する税込10万円以上の工事</b> 1. 屋根・外壁などの外装に関する工事。葺き替え、張替、塗装他(下地工事含む)、屋根の雪下ろし作業時の墜落防止用アンカー固定等に伴う費用 2. 室内床・壁・天井等の内装工事。和室→洋室への変更やビニルクロスの張替等(カーテン除く) 3. トイレ・台所・浴室・洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水工事(給湯器本体除く) 4. 公共下水道又は農業集落排水設備に接続する配管工事(既存浄化槽の撤去を除く) 5. 土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事(市の耐震改修等補助制度と内容の重複が無いもの) 6. シロアリ対策に関する工事(住宅部分の屋内に限る) 7. 床下・壁・天井内の電気配線工事。漏電防止工事(照明器具・エアコン等の工事を除く) 8. 屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置、その他バリアフリー化工事(身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」の所持者の場合、障害者住宅整備補助事業に該当する場合がありますのでご相談ください) 9. 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るために設置する防水板(原則として金属板)工事		<b>【一般枠】</b> <b>補助対象工事費の</b> <b>15%かつ</b> <b>上限15万円</b>  <b>【一定要件枠】</b> <b>補助対象工事費の</b> <b>20%かつ</b> <b>上限20万円</b>
備考	市内に本社を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工に限る		申込多数の場合は <b>抽選</b>

<b>中古住宅リフォーム補助金</b>		<b>市</b>	担当課;建築課 空家・住宅対策係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
申込時期	令和7年4月14日～9月30日	募集件数	
対象者	次のすべてに該当する方 1. 令和7年4月1日時点で満15歳以上の個人 2. 申請日を基準日として2年を超えない期間内で中古住宅を取得したもの若しくは申請後に中古住宅を取得し、リフォーム後、当該住宅に定住する方 3. 市税の滞納がない方	<b>18件程度</b>	
		補助金額	
要件	【対象となる工事】※工事未着手のものに限る 住宅リフォーム補助金と同じ 【加算】 居住誘導区域内の 中古住宅を取得する <ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て世帯に属する者</li> <li>②県外からの移住者である者</li> <li>③ ①かつ②の者</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ ①～③に該当する場合は、加算となる</p> 【不動産仲介・相続等物件】の場合、 最大30万円の加算  【空き家バンク登録物件】の場合、 最大40万円の加算	【不動産仲介・相続等物件】 補助対象工事費の 50%かつ <b>上限30万円</b>	
		【空き家バンク登録物件】 補助対象工事費の 50%かつ <b>上限45万円</b>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に本社を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工に限る</li> <li>◆ 要件が合えば住宅取得補助金と併用可能</li> <li>◆ 中古住宅取得後2年を超えた場合は、一般の住宅リフォーム補助金に該当することとなる</li> </ul>	<b>先着順</b>	

<b>住宅取得補助金</b>		<b>市</b>	担当課; 建築課 空家・住宅対策係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月14日～令和8年3月13日	募集件数	
対象者	<p>対象地域内で住宅を新築・同居のための増改築・建売住宅の購入・中古住宅の購入を計画している個人で次のすべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転入日(予定日)を起算日とし転入日前2年間新発田市に住所を有していない</li> <li>2. 転入日以後10年以上定住し、転出予定がない</li> <li>3. 市内に転入予定又は転入後3年以内である</li> <li>4. 市税の滞納がない</li> <li>5. 契約者本人の申請 (共有名義の場合は、持分が2分の1以上)</li> <li>6. 申請日における年齢が50歳未満</li> <li>7. 属する世帯が2人以上</li> <li>8. 市有地または空き家バンクの場合、実績報告時に土地名義人が申請者本人である (共有名義の場合は、持分が2分の1以上)</li> </ol>	<b>50件程度</b>	
		補助金額	
要件	<p>【対象地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本庁地区(町名、丁目等により対象内外が異なりますので、問合せ先に確認ください)</li> <li>2. II地区(五十公野、松浦、米倉、赤谷、川東、菅谷、加治、佐々木、豊浦、紫雲寺、加治川地区)</li> <li>3. 申請日から1年以内に購入した市有地又は空き家バンク登録物件</li> </ol> <p>※中古住宅取得の場合は、市内全域が対象</p> <p>【加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯(18歳以下の子) 1～3人につき10～(最大):30万円</li> <li>・申請世帯にUターン者がいる場合:20万円</li> <li>・市内業者による施工の場合:10万円</li> <li>・市有地の場合:20万円</li> <li>・市内企業に新規(3年以内)就労した場合:10万円</li> <li>・子育て世帯又は県外からのUターン世帯が居住誘導区域内の中古物件を購入する場合:20万円</li> </ul>	<p>①【新築住宅・建売住宅】 <b>60万円</b></p> <p>②【中古住宅】 <b>50万円</b> ※①②に左記加算あり</p> <p>③【Uターンによる増改築】 <b>50万円</b> ※③にUターンを除く左記加算あり</p>	
		備考	<p>新築住宅及び増改築工事は、<u>工事着手前に</u>、 建売住宅や中古住宅購入の場合は、<u>売買契約前に</u>、 申請してください</p>

<b>〈空き家バンク〉お祝い補助金</b>		<b>市</b>	担当課; 建築課 空家・住宅対策係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月1日～	募集件数	
対象者	当市の空き家バンク登録物件を購入し、住民票を移動する予定の方	<b>8 件程度</b>	
件	申請期限は、売買契約成立日から1か月以内		
		補助金額	
		【市内在住者】 <b>5万円</b>	
		【市外からの転入者】 <b>10万円</b>	
備考		<b>先着順</b>	

<b>〈空き家バンク〉家財道具処分補助金</b>		<b>市</b>	担当課; 建築課 空家・住宅対策係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月1日～	募集件数	
対象者	当市の空き家バンクに物件を登録している方	<b>6 件程度</b>	
要件	申請期限は、家財道具処分費用の支払いが完了した日から1か月以内  ◆ 補助金の交付申請時において、既に当空き家の売買契約が成立した（成立の見込が確実である場合を含む）所有者は対象にはなりません。		
		補助金額	
		対象経費に要する費用の 2/3 かつ <b>上限 10万円</b>	
備考	(例) 最大で 15 万円経費に対し 10 万円補助金交付	<b>先着順</b>	

<b>景観形成支援補助金</b>		<b>市</b>	担当課;建築課 景観行政係 地域整備庁舎2階 ☎ 0254-26-3557
募集時期	令和7年4月1日～令和7年12月末	募集件数	
対象者	景観計画に定められた歴史景観エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地等において、修景事業を行う者	<b>5 件程度</b>	
要件	<p><b>【対象区域】</b> 次のいずれかに該当する区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史景観エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地（道路中心線から両側 20m の範囲内）</li> <li>2. 市道新発田川添線（一部区間）沿いの敷地（道路中心線から両側 20m の範囲内）</li> <li>3. 清水園前交差点から諏訪神社及び蔵春閣前までの区間沿いの敷地（道路中心線から両側 25m の範囲内）</li> </ol> <p><b>【要件】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の新築、増築、改築又は修繕若しくは模様替え（外壁又は屋根に限る。）に係る外壁は、板張り、漆喰壁、土塗り壁で、屋根は、和瓦又は銅板を使用するものであること。</li> <li>2. 塀は、板塀、しっくい塀、土塀であること。</li> <li>3. 垣、柵は、木竹であること。</li> </ol> <p><b>【期限】</b> 令和8年3月末までに、工事完了後の実績報告書の提出ができるもの</p>		
備考		<p>【建築物の新築、増改築】 <b>上限 50 万円</b></p> <p>【外壁等の塗り替え】 <b>上限 10 万円</b></p> <p>【生垣、塀、石垣、門の設置】 <b>各上限 15 万円</b></p> <p>【建築設備の遮へい】 <b>上限 10 万円</b></p> <p>【看板等の設置】 <b>上限 15 万円</b></p>	
		<b>先着順</b>	

<b>障害者住宅整備補助金</b>		<b>市</b>	担当課;社会福祉課 障がい福祉係 ヨリネスしばた2階 ☎ 0254-28-9251
募集時期	令和7年4月1日～令和8年3月31日	募集件数	
対象者	身体障害者手帳1・2級または療育手帳「A」所持者で世帯全体の前年の収入合計が600万円未満の方	<b>3件程度</b>	
要件	<b>【対象工事】</b> 障がいのある人のいる世帯が、住宅をその障がいの身体状況に適したものに改造する工事。 ただし、この工事には増改築を含みますが、新築工事や全面的な建替工事は除かれます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び廊下等の改造</li> <li>・トイレの改造</li> <li>・浴室の改造</li> <li>・玄関の改造</li> <li>・段差解消機及び階段昇降機の設置</li> <li>・ホームエレベーターの設置 など</li> </ul>		
		<b>【生活保護世帯】</b> <b>上限 50 万円</b> <b>【所得税非課税世帯】</b> <b>上限 37.5 万円</b> <b>【その他の世帯】</b> <b>上限 25 万円</b>	
備考	1. 介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された65歳以上の方は、「高齢者住宅整備補助事業」が該当するため、高齢福祉課へ問合せ・申込み願います 2. 高齢者住宅整備補助事業で適用となった方は、この事業の適用を受けることはできません 3. 介護保険法の住宅改修または日常生活用具給付事業の住宅改修の給付を受けた額を除きます	<b>先着順</b>	

<b>高齢者等住宅整備補助事業</b>		<b>市</b>	担当課; 高齢福祉課 高齢福祉係 ヨリネスしばた2階 ☎ 0254-28-9200
申請時期	通年	申請受付について	
対 象 者	以下の項目すべて満たす方。 (介護保険の住宅改修の利用が優先となります。) (1) 65 歳以上で、要介護または要支援の認定を受けている方 (2) 世帯全員の前年の収入合計が 600 万円未満の方 (3) 対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する既存の住宅に対して改修を行う方	申請は随時受け付けています。詳細は担当課までお問い合わせください	
		補助金額	
要 件	<b>【対象工事】</b> 高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を補助します <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室及び廊下等の改造</li> <li>・ トイレの改造</li> <li>・ 浴室の改造</li> <li>・ 玄関の改造</li> <li>・ 段差解消機及び階段昇降機の設置</li> <li>・ ホームエレベーターの設置</li> </ul> ※ 補助対象となる工事の詳細については、お問い合わせください	<b>【生活保護世帯】</b> <b>上限 30 万円</b> <b>【所得税非課税世帯】</b> <b>上限 22.5 万円</b> <b>【その他の世帯】</b> <b>上限 15 万円</b> (備考参照)	
備 考	<b>【補助金額について】</b> 補助の対象となる工事費(補助基準額)の上限は 30 万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護世帯: 補助基準額の全額</li> <li>○ 所得税非課税世帯: 補助基準額の 4 分の 3</li> <li>○ その他の世帯: 補助基準額の 2 分の 1</li> </ul> ※ 1 世帯につき、1 回限り利用できます	/	

水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金		市	担当課;下水道課 計画係 水道局庁舎 ☎ 0254-23-7179
募集時期	令和7年4月1日～	募集件数	
対象者	公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模農業集落排水事業の整備計画地域以外で合併処理浄化槽を設置する方	30 件程度	
要件	<b>【対象地区】</b> 1. 対象区域が全域のもの 瑞波、山内、中々山、上赤谷、滝谷、小戸、上荒沢、満足、熊出、下中山、横山、下寺内、上寺内、上石川、下石川、滝、麓、中川、佐々木、曾根、上中沢、日渡、則清、則清新田、西宮内、北蓑口、西蓑口、飯島、下興野、太田新田、飯島新田、戸板沢、境、小国谷 2. 対象区域が一部のもの(対象区域を確認しますので、申請予定の場合は事前に下水道課までご連絡ください) 弓越、下新保、宮古木、本間新田、田貝、虎丸、中妻、東宮内、蔵光、早道場、金津、茗荷谷、荒町、小坂、乙次、下飯塚、竹俣万代、万代、岡屋敷、本田、藤塚浜、横岡	補助金額	
		【5人槽】 <b>上限 50 万円</b> 【6～7人槽】 <b>上限 70 万円</b> 【8人槽以上】 <b>上限 110 万円</b>	
備考		先着順	

<b>排水設備設置資金融資あっせん制度</b>		<b>市</b>	担当課;下水道課 業務係 水道局庁舎 ☎ 0254-23-7178
募集時期	令和7年4月1日～	募集件数等	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道（公共下水道・農業集落排水及び合併処理浄化槽）の区域内で、下水道に接続するための、くみ取りトイレの改造及び排水設備等を設置する方</li> <li>・ 合併処理浄化槽設置に伴う排水設備等を設置する方</li> </ul>	<b>予算 300 万</b>	
要件	<p>【融資対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象区域内の建築物の所有者及び建築物の所有者の同意を得た方</li> <li>2. 市税、下水道事業受益者負担金・分担金及び農業集落排水事業分担金を滞納していない方</li> <li>3. 融資資金の返済能力を有する方 （金融機関の定めるところによる）</li> </ol> <p>【融資の条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資限度額 1件につき200万円以内</li> <li>2. 融資利率 1.9%</li> <li>3. 償還期間 96月以内</li> <li>4. 償還方法 元利均等月賦償還または元金均等月賦償還とし、賞与時償還を併用することができる。ただし、繰上償還をすることができるものとする。</li> </ol>		
備考	※ お申込み先は、市内取扱金融機関の窓口となります	/	

<b>新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金</b>		<b>市</b>	担当課;環境衛生課 生活環境係 ヨリネスしばた1階 ☎ 0254-28-9120
募集時期	令和7年4月23日~令和8年3月16日	募集件数	
対象者	自らが居住または居住を予定している市内の住宅(店舗等との併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものを含む。)または土地に、下記の対象設備を設置しようとする本市に住民登録のある個人で、市税の滞納がない方	住宅用太陽光発電設備 定置用蓄電池 <b>各30件程度</b>	
要件	<b>【対象設備】</b> 住宅用太陽光発電設備 並びに 定置用蓄電池 (いずれか又は両方の申請が可能)  <b>【要件】</b> ・対象設備の設置工事の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある業者に発注すること ・余剰電力を電力会社へ売電すること ・令和8年3月16日までに、事業実績報告書を提出すること ※ 加えて、対象設備ごとに要件があります。 詳しくは、「令和7年度新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金申請の手引き」(市HP「住宅用再生可能エネルギー設備の設置費用を補助します」)P4及び要綱をご確認ください。	補助金額	
		<b>【住宅用太陽光発電設備】</b> <b>上限15万円</b> <b>【定置用蓄電池】</b> <b>上限12万円</b>	
備考	<b>【補助率】</b> ・住宅用太陽光発電設備 5万円/1kW(上限15万円) ・定置用蓄電池 3万円/1kWh(上限12万円)  <b>【注意事項】</b> ・補助金交付決定通知の前に工事を開始した場合は、補助金交付の対象外となります。 ・同一申請者に対する補助金の交付は、対象設備ごとに1回までとなります。	<b>先着順</b>	



